

答 申

第 1 審査会の結論

山梨県教育委員会（以下「実施機関」という。）が令和 3 年 1 0 月 6 日付け甲南高第 2 0 7 9 号で行った行政文書一部開示決定処分及び令和 3 年 1 0 月 6 日付け甲一高第 2 1 1 3 3 2 号で行った行政文書一部開示決定処分は、いずれも妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

1 行政文書の開示請求

審査請求人は、令和 3 年 9 月 1 8 日付け（同月 2 1 日受理）で、山梨県情報公開条例（平成 1 1 年山梨県条例第 5 4 号。以下「条例」という。）第 7 条第 1 項の規定に基づき、実施機関に対し、甲府南高等学校及び甲府第一高等学校（以下、併せて「両校」という。）に関する令和 3 年 4 月 1 日以降に労働安全衛生法に基づいて作成された次の文書の開示請求（以下、「本件請求」という。）を行った。

- (1) 実施した安全衛生委員会の議事録又は議事の概要（以下「本件対象文書 1」という。）
- (2) 衛生管理者が行った作業場等の巡視の状況又は結果が分かる資料（以下「本件対象文書 2」という。）
- (3) いわゆる産業医が行った作業場等の巡視の状況又は結果が分かる資料（以下「本件対象文書 3」という。）
- (4) 産業医が毎月 1 回作業場を巡視していない場合において、労働者の健康障害を防止し又は労働者の健康を保持するために必要な情報であって衛生委員会等における調査審議を経て事業者がいわゆる産業医に提供した資料（以下「本件対象文書 4」という。）

- (5) 労働安全衛生規則第52条の2第1項の「超えた時間」が1月あたり80時間を超えた労働者の氏名及び当該労働者に係る超えた時間に関する情報で産業医へ提供したもの（以下「本件対象文書5」という。）

2 実施機関の決定

実施機関は、本件請求に対して、条例第12条第1項の規定に基づき、次のとおり甲府南高等学校が所管する文書について令和3年10月6日付け甲南高第2079号をもって行政文書の一部を開示する旨の決定を行い、甲府第一高等学校が所管する文書について令和3年10月6日付け甲一高第211332号をもって行政文書の一部を開示する旨の決定（以下併せて「本件処分」という。）を行い、いずれも審査請求人に通知した。

(1) 本件対象文書1及び3から5までに係る部分

当該情報が記録された行政文書を作成し、又は取得しておらず、存在しない。

(2) 本件対象文書2に係る部分

本件対象文書2に該当する行政文書として、甲府南高等学校及び甲府第一高等学校の保健日誌を特定し、条例第8条第1号に定める個人に関する情報に該当する部分を不開示とした。

3 審査請求

審査請求人は、実施機関に対して、本件処分を不服として、令和3年10月15日付けで行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定による審査請求を行った。

第3 審査請求の趣旨及び理由

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分のうち本件対象文書1、本件対象文書3及び本件対象文書5に係る部分をいずれも取り消し、これらの部分を開示するとの決定を求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び反論書で主張している内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件対象文書1について

労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「規則」という。）第23条第1項において、安全衛生委員会を毎月1回以上開催するようになければならないとされている。

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）第3条第1項において、「事業者は（中略）職場における労働者の安全と健康を確保するようになければならない。」とされているため、多くの民間事業者は、安全衛生委員会を毎月1回以上開催しているものと思料する。

安全衛生委員会の実施は努力義務といえども、対象期間に季節の変わり目があり、新型コロナウイルス感染症が拡大する中で、実施が皆無であることは社会通念上考えられない。

よって、安全衛生委員会は行われているはずであり、対象文書が不存在とするのは不合理である。

(2) 本件対象文書3について

規則第15条第1項において、産業医の作業場等の巡視の頻度に関わる記載があり、「毎月1回以上（中略）少なくとも2月に1回」とされている。開示請求の対象とした期間（満5か月）を考慮すると、少なくとも2件以上の巡視結果に関わる資料があつてしかるべきである。

職場巡視報告書は、産業医や事業者が法で定められた安全衛生活動を確実に実施し、事業者が安全配慮義務を果たしていることを証明する書類であることから、義務の有無にかかわらず、作成すべき書類である。

(3) 本件対象文書5について

規則第52条の2第1項の「超えた時間」が1月あたり80時間を超える労働者に関する情報は、厚生労働省令で定めるところにより産業医に提供しなければならない。

公立学校の教職員は平時から過重労働の状態にあり、さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大で業務多忙な折であるから、規則第52条の2第1項の「超えた時間」が1月あたり80時間を超える労働者は数多くいるも

のと予想する。両校においても同様の状態にあり、当該労働者は令和3年4月1日以降在籍していたものと予想する。

したがって、当該情報を産業医へ情報提供しているはずであるため、不存
在とするのは不合理である。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が弁明書において説明している内容は、おおむね次のとおりである。

1 本件対象文書1

両校は労働者である教職員50人以上の事業場として、山梨県教育委員会安全衛生管理規程第11条第1項に基づく安全衛生委員会を設置している。安全衛生委員会については、規則第23条の規定により、毎月1回以上開催するようにしなければならないとされているところ、両校は例年、安全衛生委員会を実施しているが、昨年度の令和3年1月に開催以後、本件請求の日まで開催していなかった。したがって、当該行政文書は不存在のため不開示とした。

2 本件対象文書3

両校では例年、産業医による巡視を年に数回実施しているが、その状況及び結果については、巡視において特筆すべき事項がなかったことや、法令上必ずしも作成する必要はないと認識していたことから、当該行政文書を作成しておらず、不存在として不開示とした。

3 本件対象文書5

両校では、いわゆる超勤4項目での「超えた時間」が1か月あたり80時間を超えた労働者に該当する者がなく、報告書の提出をしていないことから当該行政文書は不存在のため、不開示とした。

第5 審査会の判断

本件請求に対して、実施機関は本件対象文書1、本件対象文書3及び本件対象文書5については、当該行政文書を作成し、又は取得しておらず、存在しな

いとして、本件処分を行った。これに対して、審査請求人は、本件対象文書1、本件対象文書3及び本件対象文書5の開示を求めていることから、以下、本件処分の妥当性について、次のとおり検討する。

(1) 関係法令の定め

事業者は、労働災害の防止のための最低基準を守るだけでなく、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければならない（法第3条第1項）。

ア 衛生委員会等の設置

事業者は、常時50人以上の労働者を使用する事業場においては、安全委員会（法第17条）及び衛生委員会（法第18条）を設けるか、又はこれらに代えて安全衛生委員会を設置しなければならない（法第19条、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号。以下「令」という。）第8条及び第9条）。このことを踏まえ、山梨県教育委員会安全衛生管理規程（昭和53年山梨県教育委員会訓令甲第3号）では、県立学校ごとに安全衛生委員会を設置する旨を定めている（第11条）。これらの委員会は毎月1回以上開催するようにしなければならない（規則第23条第1項）、開催の都度、所定の事項を記録しなければならない（同条第4項）。

イ 衛生管理者等の選任

事業者は、上記と同様に、常時50人以上の労働者を使用する事業場においては、衛生管理者を選任し（法第12条、令第4条）、衛生管理者は毎週1回作業場等を巡視しなければならない（規則第11条）、また、医師のうちから産業医を選任し、産業医に労働者の健康管理等を行わせなければならない（法第13条、令第5条）。

ウ 産業医の職務等

選任された産業医は、労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識に基づいて、誠実にその職務を行わなければならない（法第13条第3項）。その職務の一例として、原則として毎月1回、衛生管理者から上記の巡視の結果の報告を受けている場合には2か月に1回、作業場等を巡視しなければならない（規則第15条）。

また、産業医を選任した事業者は、労働者の労働時間に関する情報その

他の産業医が労働者の健康管理等を適切に行うために必要な情報として、休憩時間を除き1週間当たり40時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間が1か月当たり80時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる者について、当該労働者の氏名等及び当該超えた時間に関する情報を提供しなければならない（法第13条第4項、規則第14条の2第1項第2号、規則第52条の2第1項）。

エ 時間外勤務の規制（いわゆる超勤4項目）

山梨県学校職員の正規の勤務時間については、山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例（昭和29年4月1日条例第27号。以下「勤務時間条例」という。）第3条以下に定めがあるが、学校職員のうち教育職員をこの正規の勤務時間を超えて勤務させる場合は、「条例に定める場合に限る」となされている（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号。以下「給特法」という。）第6条第1項）。

このことを踏まえ、山梨県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年12月20日条例第47号。以下「給特条例」という。）では、原則として時間外勤務を命じないものとされ（給特条例第6条第1項）、時間外勤務を命ずる場合は、次に掲げる業務に従事する場合で臨時又は緊急にやむを得ない必要があるときに限るものとされている（同条第2項各号）。

- 一 校外実習その他生徒の実習に関する業務
- 二 修学旅行その他学校の行事に関する業務
- 三 職員会議（設置者の定めるところにより学校に置かれるものをいう。）に関する業務
- 四 非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場合に必要業務

(2) 本件対象文書1について

ア 両校は例年、安全衛生委員会を実施しているが、昨年度の令和3年1月に開催以後、本件請求の日まで開催していなかった。このことについて、当審査会事務局職員をして実施機関に確認させたところ、実施機関から次のとおり説明があった。

イ 本来、安全衛生委員会は月1回以上の頻度で開催すべきであると認識し

ていたが、おおむね月 1 回開催される職員会議や毎週の朝礼において、健康管理についての啓蒙、定期健康診断への受診勧奨、熱中症対策やメンタルヘルス対策等についての注意喚起を実施しており、新型コロナウイルス感染症対策においても、生徒に係る対策だけでなく、職員間においても会議では密を避ける、印刷機等の共用品は数時間ごとに消毒をするなどの感染対策を徹底している。

これらのことについては、産業医から指示を仰ぎながら行っており、仮に安全衛生委員会を月 1 回以上の頻度で開催したとしても、特筆すべき議題がないことになるため、安全衛生委員会の開催は年数回にとどまっている。

このため、本件請求の期間中には開催がなく、議事録等の記録も作成されていないため、文書不存在として不開示とした。

ウ 上記の説明からすれば、文書不存在として不開示としたという主張に特段不合理な点はなく、これを覆すに足りる事情も認められない。

(3) 本件対象文書 3 について

実施機関は、弁明書において、産業医による巡視を年に数回実施しているが、その状況及び結果については、特筆すべき事項がなかったことや、法令上必ずしも記録を作成する必要はないと認識していたため、当該行政文書を作成しておらず、文書不存在として不開示とした旨を主張する。

このような運用については、一般的な観点からすれば、学校における安全衛生管理体制のさらなる充実が必要と考えられるが、当該文書が存在しないことは事実であり、そのことにより不開示としたことは一応納得できるものである。これらのことからすれば、実施機関の主張に特段不合理な点はなく、これを覆すに足りる事情も認められない。

(4) 本件対象文書 5 について

ア 文書の特定の妥当性について

(ア) 本件請求のうち本件対象文書 5 は、規則第 5 2 条の 2 第 1 項の「超えた時間」が 1 か月当たり 80 時間を超えた労働者に関する文書の開示を求めるものであり、これに対して、実施機関は、対象となる行政文書が存在しない旨を説明する。実施機関の説明は、本件対象文書 5 として「超勤 4 項目での「超えた時間」が 1 か月当たり 80 時間を超えた労働者に係る産業医への報告書」を特定し、当該労働者がいないことを理由

に、当該文書が作成されていないとするものである。

(イ) 当該文書の特定方法について、当審査会事務局職員をして実施機関に再度確認を求めたところ、次のとおり説明があった。

(ウ) 審査請求書及び反論書の記載内容からすれば、審査請求人が開示を求める当該文書は、両校における「労働者」一般、すなわち学校職員を指すものではなく、教育職員を指すものであることが明らかである。教育職員について時間外勤務を命ずるのは、いわゆる超勤4項目に該当する場合に限られており、この超勤4項目とは、給特条例第6条第2項各号に掲げる業務を指すものである。そのため、規則第52条の2第1項の「超えた時間」が1か月当たり80時間を超えた労働者についても、超勤4項目で該当性を判断することとなる。

したがって、本件対象文書5の特定に当たっても、「超勤4項目での「超えた時間」が1か月当たり80時間を超えた労働者に係る産業医への報告書」を特定した。

(エ) このような実施機関の説明は、関係法令の定め（勤務時間条例第3条、給特法第6条第1項、給特条例第6条第1項及び同条第2項等）並びに審査請求書及び弁明書の記載内容に符合するものであり、本件対象文書5として当該文書を特定した理由に特段不合理な点はなく、当該文書を特定したことは妥当であると認められる。

イ 文書の存否について

(ア) 超勤4項目での「超えた時間」が月80時間を超えた者について、当審査会事務局職員をして実施機関に確認させたところ、次のとおり説明があった。

(イ) 両校における超勤4項目での「超えた時間」が月80時間を超えた者について、改めて調査したところ、これに該当する者はいなかった。そのため、当該文書の作成も無いものであるが、正規の勤務時間外の在校時間に応じて、配慮すべきと考えられる者については面接指導等を行っており、関係法令の趣旨に照らして必要な対応を講じている。

なお、教育職員ではない学校職員についても改めて調査を行ったところ、規則第52条の2第1項の「超えた時間」が月80時間を超えた労働者はいなかったため、当該労働者に係る文書の作成も無い。

(ウ) 実施機関の対応にも見られるとおり、関係法令の定めに照らせば、事業者は、産業医による労働者の健康管理等が適切に行われるよう、必要な情報を書面により速やかに提供するなど、所要の対応を講ずることが望ましいものといえる。もっとも、そのような事情は格別、当該文書の存否の判断を左右するものではない。これらのことからすれば、実施機関の主張が妥当でないということとはできず、これを覆すに足りる事情も認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他縷々主張しているが、本件処分の妥当性は上記のとおりであり、審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記の判断に影響を及ぼすものではない。

4 結 論

以上のことから、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 審査の経過

審査会の調査審議の経過は、次のとおりである。

審 査 の 経 過

年 月 日	審 議 事 項
令和3年12月16日	○諮問 ○実施機関から弁明書の写しを受理
令和4年1月7日	○審査請求人から反論書を受理
令和4年1月27日 (令和3年度第4回審査会)	○審議
令和4年3月11日 (令和3年度第5回審査会)	○審議
令和4年3月31日	○答申

山梨県情報公開審査会委員

(五十音順)

氏 名	役 職 名	備 考
芦沢 幸彦	元代表監査委員	
伊藤 智基	山梨県立大学国際政策学部准教授	会長代理
大島 わかな	弁護士	
東條 正人	弁護士	会長
平井 貴美代	山梨大学大学院総合研究部教授	